



平成 30 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 小坂 友康
(コード番号 4333 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 田邊 直樹
(TEL. 03-3868-6060)

社内調査委員会の調査結果受領に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 26 日付「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」で公表のとおり当社元取締役（以下、「A」という。）による不正行為の疑いが判明したことについて、社内調査委員会を設置し、真相解明のため調査を行ってまいりました。

このたび、社内調査委員会からの調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆さまをはじめ、取引先および関係者の皆さまには多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。今後、全社一丸となり信頼回復に全力で努めてまいりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 不正行為発覚の経緯

2018 年 7 月以降、当社は、東京国税局による税務調査を受け、その税務調査の過程において、社内で調査を行ったところ、当社のシステム開発に関する取引のうちいわゆる一括発注（外注費）と呼称されるもの（納品物の納品を前提とする請負契約をいう。）の一部において、A の指示により発注先に対して納品を前提としない発注がなされ、A が発注先の協力会社から発注金額の一部をキックバックとして受け取っていた行為（以下、「不正行為」という。）の疑いが判明しました。これに基づき当社は、同年 10 月 26 日に社内調査委員会を設置し、事実関係の徹底調査を開始いたしました。

2. 社内調査委員会の調査結果

社内調査委員会の調査結果につきましては、別紙の「調査報告書（要約）」をご覧ください。当該報告書につきましては、個人情報および秘密情報保護の観点から、個人名および会社名等につきましては、匿名としておりますことをご了承下さい。

3. 過年度決算に与える影響

不正行為が行われた期間の各年度の不正行為に係る外注費は、約20百万円程度であり、過年度の損益計算書に与える影響は大きくなく、また同期間の年度末の純資産への影響も軽微であることから、当社の過年度の財務諸表に重大な影響を及ぼしていないため、過年度決算への遡及修正は行わないこととしました。

4. 2019年3月期第2四半期決算への影響

当第2四半期累計期間において、不正行為により過年度から外注費として計上していた累計約120百万円については、取引先等に対する接待交際費として使用されていたと認められることから、税務上は交際費として処理することが適切であると判断し、会計上の税金費用61百万円を、過年度法人税等として未払計上いたしました。

5. 今後の対応について

1) 2019年3月期第2四半期決算発表について

2019年3月期第2四半期決算短信の開示および第2四半期報告書の提出につきましては本日（平成30年11月14日）を予定しております。

2) 再発防止策および処分等

社内調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、社内調査委員会の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。なお、具体的な再発防止策は、決定次第改めてお知らせいたします。

また、不正行為に関与した役職員に対して、社内調査委員会の調査結果に基づき、社内規定に従って厳正な処分を行なうとともに、今回の事態を重く受け止め、その経営責任を明確にするため、取締役報酬の減額を以下のとおり決定いたしました。

代表取締役社長執行役員	小坂 友康	報酬月額	20%減額	3ヶ月
取締役相談役	村上 宣夫	報酬月額	10%減額	3ヶ月
取締役常務執行役員	田邊 直樹	報酬月額	10%減額	3ヶ月

以 上

2018年11月14日

株式会社東邦システムサイエンス 御中

株式会社東邦システムサイエンス 社内調査委員会

委員長 鈴木 光一

委員 武間 久男

委員 吉田 博英

委員 中村 直人

委員 中島 正裕

委員 後藤 晃輔

調査報告書(要約)

社内調査委員会の調査の結果を、以下のとおりご報告いたします。

第1 調査の概要

1 調査実施の経緯

2018年7月以降、株式会社東邦システムサイエンス（以下「TSS」という。）は、東京国税局による税務調査を受けた。その税務調査の過程において、TSSは、社内で調査を行ったところ、TSSのシステム開発に関する取引のうちいわゆる一括発注と呼称されるもの（納品物の納品を前提とする請負契約をいう。以下同じ。）の一部において、TSSの元取締役であるAの指示により発注先に対して納品を前提としない発注がなされ、Aが発注先の協力会社から発注金額の一部をキックバックとして受け取っていた疑いが判明した。

そこで、TSSは、事実経緯を把握し、その事実認識に基づく対応をTSSが決定するため、2018年10月26日、社内調査委員会を設置し、本件の事実関係の確認、原因の特定、同種の事案の有無の確認等を行うなどの調査を開始した。

2 社内調査委員会（以下「当委員会」という。）

（1）委員

- 委員長 鈴木 光一（常勤監査役）
- 委員 武間 久男（監査役）
- 委員 吉田 博英（執行役員 経理部長）
- 委員 中村 直人（中村・角田・松本法律事務所 弁護士）
- 委員 中島 正裕（中村・角田・松本法律事務所 弁護士）
- 委員 後藤 晃輔（中村・角田・松本法律事務所 弁護士）

（2）調査補助者

- 株式会社 KPMG FAS
- 高岡俊文（パートナー・公認会計士）
- 遠藤正樹（シニアマネージャー・情報処理安全確保支援士）
- その他 10名

3 調査目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件不正行為に関する事実関係の調査
- ② 本件不正行為と同種の不正行為の有無の調査
- ③ 上記①及び②の結果発見された不正行為の発生原因の分析及び再発防止策の提言

4 調査期間

当委員会による調査期間は、2018年10月26日から同年11月13日までである。

5 調査方法

当委員会は、調査対象期間を2011年11月から2018年9月までとして、社内には存在する各種帳票等の証憑や資料の検証、関係者から提供を受けた証憑や資料の検証、関係者のヒアリングや各種デジタル調査、役職員や協力会社に対するアンケート調査、TSSの内部通報制度を利用した調査などを実施した。

第2 調査報告

1 調査結果（当委員会が認定した本件不正行為の内容）

Aは、2011年11月頃から2018年8月頃までの間、社内外の関係者と共謀の上、自ら又はその部下に実行を指示して、いわゆる架空発注の手法を用いて、TSSをして、総額約1億2千万円（TSSの発注先に対する支払額ベース）の架空取引の発注を実行させた。

2 社内関係者による関与

当委員会による、デジタル調査や関係者に対するヒアリング及びアンケートの結果等から、Aが本件不正行為を主導的に繰り返していたと認められる。

また、Aの部下である4名についても、Aが架空取引の発注を主導していることを認識又は認容した上で、本件不正行為に関与していたことが認められる。

当委員会は、デジタル調査やヒアリング、アンケート調査などにより本件不正行為に関与していた事実の有無等に関する調査を行ったが、上記の関与者を除くTSS役職員については、本件不正行為に関与していた事実は認められなかった。

3 同種の不正行為の有無について

当委員会は、第1・5の調査方法により、本件不正行為と同種の不正行為の有無についても調査を行ったが、TSSにおいて、本件不正行為以外に同種の不正行為に該当する疑いのある取引は発見されなかった。

4 原因分析

当委員会における調査の結果、特定のソリューションのシステム開発プロジェクトを担当する事業部の業務を総括する役割を担っていたAが、事情を認識し得た部下に指図をして、納品物の存在を偽装した虚偽の内容の検収確認書等を作成させ、TSSに実体を伴わない支出をさせた架空取引が行われていた事実が認められた。

このことからすると、AやAの指示に基づき虚偽の書類作成に関与していたAの部下は、TSSの案件受注の拡大のためという目的を掲げて（正当化理由）、案件受注を増やしてTSSにおける自己の評価や求心力を高めることを企図して（動機）、客先において納品物の検収確認が厳格になされていないことを奇貨として、虚偽の内容の文書を作成するなどしてTSS関係部署のチェックの目を欺き（機会）、不正行為に関与していたことが窺われる。

第3 再発防止策の提言

以上で指摘した原因分析等も踏まえ、今後 TSS として講じることが考えられる再発防止策を次のとおり提言する。

1 納品物の納入等に関する抜き打ち検査の実施

本件不正行為においては、事業部門の責任者と担当者とが共謀して虚偽の内容の書類を作成したために、不正行為が発覚しなかったという特殊事情があることから、指揮命令系統の上位者や内部監査部門等による監視・監督体制を強化することが再発防止策としても有益である。

そこで、当委員会としては、内部監査部門の担当者が、抜き打ちで納品物の納入等について定期的に確認をする体制を構築することを提言する。

2 原価管理システムの精算要員（TSS の受注人数をいう。以下同じ。）と発注要員（TSS の発注人数をいう。以下同じ。）の差分リストのモニタリング

本件不正行為においては、SES 契約（要員の作業単価と工数に応じて精算をする準委任契約をいう。以下同じ。）要員の作業実態がないにもかかわらず、虚偽の内容の書類が作成されたことにより、不正が発覚することがなかった。

そこで、当委員会としては、内部監査部門の担当者が、SES 契約に関して、原価管理システムの精算要員と発注要員の差分を表示する一覧表を作成し、定期的に確認をする体制を構築することを提言する。

3 内部監査計画の見直し

本件不正行為の発覚を踏まえ、TSS 全社における内部統制システムの実効性の点検を行うべきである。

そこで、当委員会としては、2019 年 3 月期の内部監査計画の見直しを行い、一括発注における納品物の納入等の確認方法及び検収確認書の作成方法並びに SES 契約における作業確認報告書の作成方法について、業務フローに従って業務が行われているかを中心に監査を行うことを提言する。

4 内部通報制度の見直し

(1) 社内の内部通報制度の周知徹底

TSS は、公益通報者保護規程を定め、内部通報制度として、TSS ヘルプラインを設置し、運営しているが、2017 年度および 2018 年度上半期における TSS ヘルプラインの通報実績は 0 件であり、社内の内部通報制度の周知徹底が十分とはいえない状況にある。

そこで、当委員会としては、TSS ヘルプラインの詳細について研修や全社向けメールで定期的に案内するなどの周知徹底に努めることを提言する。

(2) 協力会社向け内部通報窓口の設置

TSS 役職員による不正行為があった場合に協力会社から情報提供を受ける体制を構築することは、協力会社を保護するとともに、TSS 役職員に対する不正行為の抑止に有益である。

そこで、当委員会としては、協力会社向けの内部通報窓口を新たに設置することを提言する。

5 コンプライアンス意識の向上及び徹底

本件不正行為は、Aら本件不正行為に関与した役職員のコンプライアンス意識が低かったことにも一因があると思われるから、今後、同種の不正行為が生じないよう、恒常的にTSS 役職員のコンプライアンス意識を徹底させることが必要である。

そこで、当委員会としては、コンプライアンス意識の向上および徹底のため、代表取締役社長によるコンプライアンス重視のメッセージの発信、業務の実態に合った社内ルールの見直し、定期的なコンプライアンス研修の実施を提言する。

以 上